



# 本宮市

## 第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



障がい児・障がい者が、  
生きがいをもって安心して生活しているまち  
共生社会を目指す もとみや



令和3年3月



## はじめに

本宮市では、平成30年3月に「本宮市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの将来的な確保方策について定め、障がいのある方が安心して地域生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

国においては、平成30年4月に施行された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の法改正等、障がい者の生活と就労に対する支援の充実や、障がい児支援の拡充が求められております。

本市においても、障がいのある方へのライフステージに合わせた支援について、再構築をする時を迎えております。

このような背景の中、本市では、現在のサービス利用実績と課題、福祉サービスに関する調査結果を反映し、「本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念の実現に向け、令和3年度から5年度までの3年間における障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策を中心に、障がい福祉施策を示しております。

障がいのある方やご家族の皆様、福祉事業所の皆様との信頼関係をこれからも築きながら、本計画で掲げる基本理念「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会を目指す もとみや」を誰もが共有できるよう、福祉行政の充実に取り組んでまいります。

児童の就学から成人の社会参加まで、障がいのある方の個々の状況に寄り添った社会のあり方について、市民の皆様とともに考え、より豊かな地域を育みたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場からご意見やご提言をいただきました「本宮市保健福祉行政推進協議会」委員の皆様をはじめ、「あだち地方地域自立支援協議会」委員の皆様、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。



令和3年3月

本宮市長 高松 義行



## 目 次

<b>第1章 計画策定の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の基本理念及び基本方針 .....	3
5. 計画の対象 .....	5
6. 計画の策定方法 .....	6
<b>第2章 本市の障がい者を取り巻く現状</b> .....	<b>7</b>
1. 統計データからみる本宮市の現状 .....	7
2. アンケート調査からみる本宮市の現状 .....	13
<b>第3章 障がい福祉計画</b> .....	<b>29</b>
1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定 .....	29
2. 活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）の設定 .....	38
<b>第4章 障がい児福祉計画</b> .....	<b>54</b>
1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定 .....	54
2. 活動指標（障害児支援サービスの見込み量）の設定 .....	57
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>62</b>
1. 障がい者の生活を支援するネットワークの構築 .....	62
2. 計画の推進体制 .....	62
<b>資料編</b> .....	<b>64</b>
1. 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱 .....	64
2. 本宮市保健福祉行政推進協議会（策定委員会）委員名簿 .....	66
3. 本宮市障がい福祉推進本部規程 .....	67
4. 策定の経緯 .....	69



# 第1章 計画策定の基本的考え方



## 1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、平成26年2月に発効された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義の見直しや、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等が示されました。また、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、その理念として、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」ことが挙げられています。

障がい者福祉に関わる法整備としては、平成30年4月に施行された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の法改正により、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。特に障がい児においては、この法律の改正に伴い、市町村における障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、新たに障がい児福祉計画を策定するものと定められました。

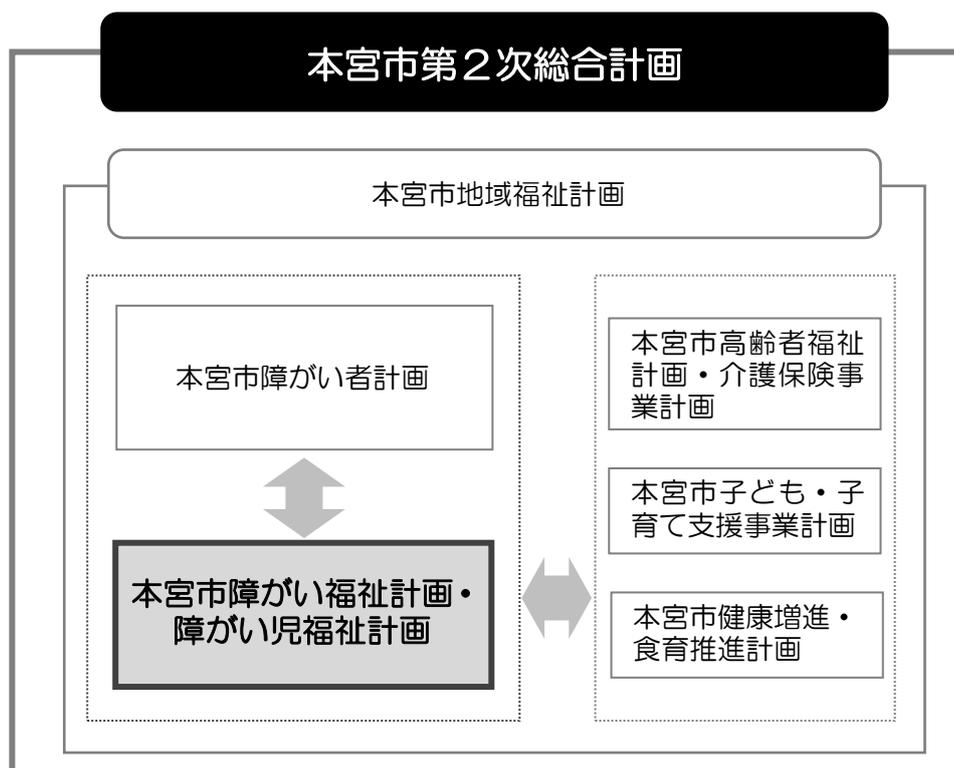
このような状況の中、本市では、平成22年3月に「本宮市障がい者計画（1次計画）」を策定して以降、本市の総合的な障がい者施策の推進に取り組んできました。また、平成30年3月に、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策について定めてきましたが、令和2年度が最終年度となることから、新たに3年を期間とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定することとします。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条の 1 に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」）に即して、本市における障がい福祉サービスと障がい児サービスに係るサービス見込み量及びその確保方策について定めるものとなります。

また、本計画は、「本宮市第 2 次総合計画」と「本宮市地域福祉計画」を上位計画として位置付けるとともに、障がい福祉施策に関する基本的な計画である「本宮市障がい者計画」との緊密な連携・整合を図るものとします。

さらに、子ども施策を総合的に推進するための「本宮市子ども・子育て支援事業計画」や、その他の各種関連計画との整合を図ります。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3カ年間とします。

また、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
障がい者計画	第2次計画					→
					見直し	→
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
			見直し	→		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		
			見直し	→		

### 4. 計画の基本理念及び基本方針

#### 1) 計画の基本理念

本市の障がい福祉に関する基本的施策を定める「第2次障がい者計画」においては、基本理念として、「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会を目指す もとみや」を掲げています。

本計画においても、この基本理念の実現を目指して、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

障がい児・障がい者が、

生きがいをもって安心して生活しているまち

共生社会を目指す もとみや



## 2) 計画の基本方針

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、本市の「第2次障がい者計画」で定められた基本方針を引き継ぎ、本計画においても、4つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 ともに支えあって暮らす

「共生社会」の実現に向け、地域住民一人ひとりが障がいや障がいのある人への正しい理解を深めることができるよう、年間を通じた広報活動の充実を進めるとともに、関係団体との連携強化に取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進の取り組み強化や人権擁護委員の活動の周知強化等、差別解消や権利擁護の推進に取り組みます。

### 基本方針2 住みなれた地域で暮らす

障がい者やその介助者が住みなれた地域で自立した生活を続けられ、生活の質を高めていくことができるよう、サービス提供事業所の確保等、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスの提供基盤の充実に取り組みます。

また、障がいを早期に発見し、早期治療・療育、各種保健・福祉施策への適切な誘導が図られるよう、保健・医療・福祉の連携強化による総合的な支援体制づくりを進めます。

### 基本方針3 自分らしく生き生きと暮らす

障がい児がそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていけるよう、家庭児童相談員による相談支援の充実や特別支援教育支援員の拡充等に取り組みます。

また、関係機関との情報共有や連携強化による障がい者の就業支援や働くための環境づくりを行うとともに、障がい者やその家族、障がい者団体等のニーズの把握に努め、生涯学習等の様々な活動への支援の充実に取り組みます。

### 基本方針4 安心・快適に暮らすためのまちづくり

障がい者が住みなれた地域で安心かつ快適な暮らしが続けられるよう、障がい者や地域住民のニーズの把握による生活環境づくりとともに、関係機関との連携による防災体制のあり方の検討等、障がいのある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれる心配のない、安心・安全のまちづくりを進めます。

## SDG s の視点について

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、人々が地球環境や気候変動に配慮しながら持続可能な暮らしをするために取り組むべき世界共通の行動目標として「SDG s (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)」が掲げられました。

本市の障がい福祉においても、全17の目標のうち、特に関係性の深い目標として、次のような目標が挙げられます。

### 【障がい福祉に関連する5つの目標】

3 すべての人に健康と福祉を		11 住み続けられるまちづくりを	
4 質の高い教育をみんなに		16 平和と公正をすべての人に	
10 人や国の不平等をなくそう			

## 5. 計画の対象

本計画において、計画の対象である障がいのある人とは、「障害者基本法」第2条に示される「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を総称しています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）等の発達障がい及びてんかんや自閉症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人等を含みます。

また、18歳未満で児童福祉法に規定する障がいのある人を障がい児、18歳以上の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する障がいのある人を障がい者と呼びます。

また、障がい者施策を推進するにあたっては、市民一人ひとりや、地域、ボランティア団体や企業等、各主体が障がいに対する理解を深めることが重要であるため、市民全体も計画の対象とします。

## 6. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、障がい者や事業所等の現状や今後の意向等を適切に把握するためのアンケート調査を実施するとともに、庁内会議での検討をはじめ、本宮市保健福祉行政推進協議会及びあだち地方地域自立支援協議会での協議を経て策定しました。

また、令和3年1月28日から2月10日までパブリックコメントを実施し、ご意見を伺いました。



## 第2章 本市の障がい者を取り巻く現状



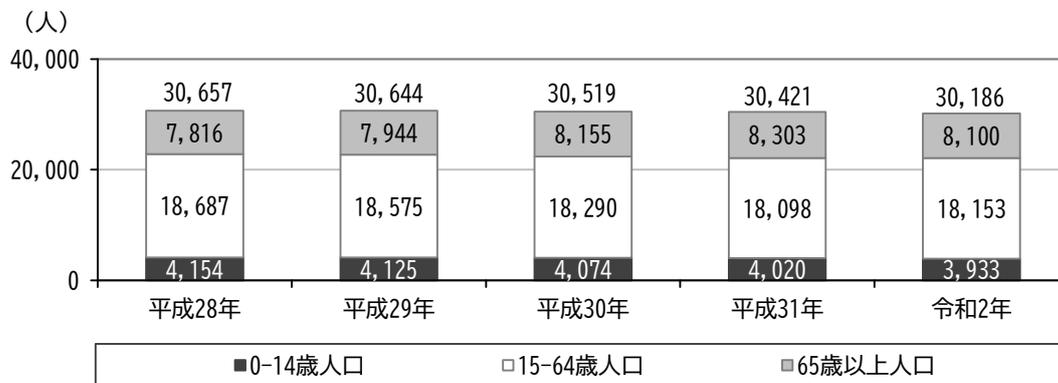
### 1. 統計データからみる本宮市の現状

#### 1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市における総人口をみると、減少傾向が続き、令和2年には30,186人となっています。

年齢3区分別人口をみると、0-14歳人口（年少人口）では減少が続き、令和2年には3,933人、15-64歳人口（生産年齢人口）では令和2年に増加に転じ18,153人、65歳以上人口（高齢者人口）では令和2年に減少に転じ8,100人となっています。

#### 【総人口と年齢3区分別人口の推移】

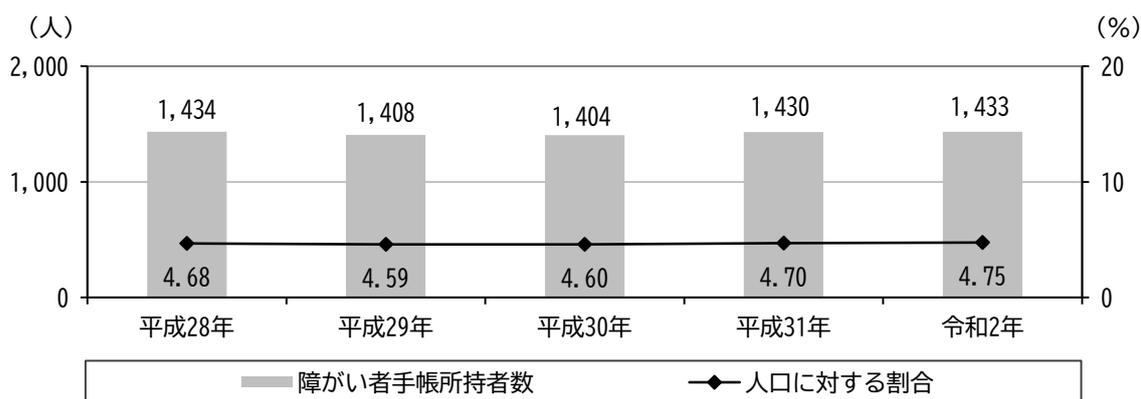


資料：住民基本台帳（各年3月末日）

## 2) 障がい者手帳所持者数等の推移

障がい者手帳所持者数（身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者／重複含む）をみると、平成28年から平成30年までは減少傾向でしたが、平成31年には増加に転じ、令和2年では1,433人となっています。また、障がい者手帳所持者数の人口に対する割合は、令和2年では4.75%となっており、市民の約21人に1人が障がいのある状況となっています。

【障がい者手帳所持者数等の推移】



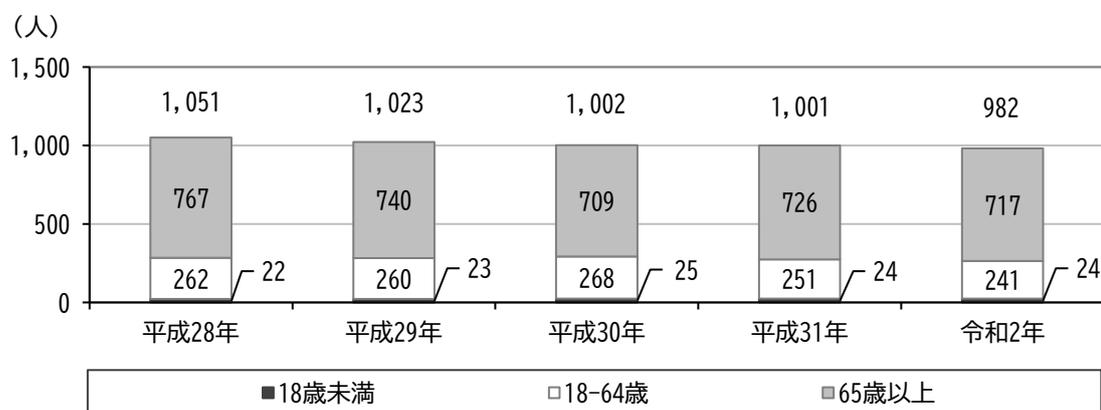
資料：社会福祉課（各年4月1日）

## 3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者の総数をみると、減少傾向が続き、令和2年では982人となっています。

年齢別をみると、65歳以上が最も多く、令和2年では717人（構成比73.0%）となっています。令和2年では、次いで18-64歳が241人（同24.5%）、18歳未満が24人（同2.4%）と続いています。

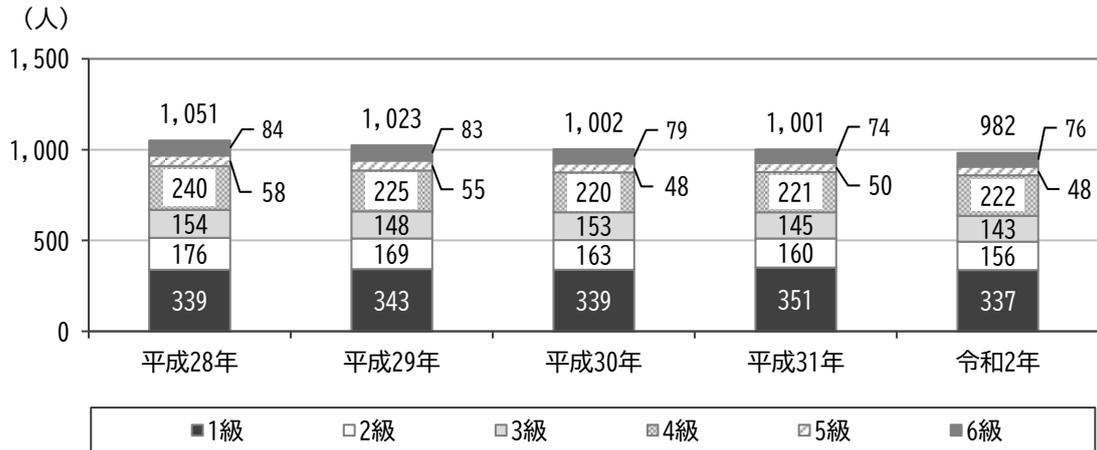
【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日）

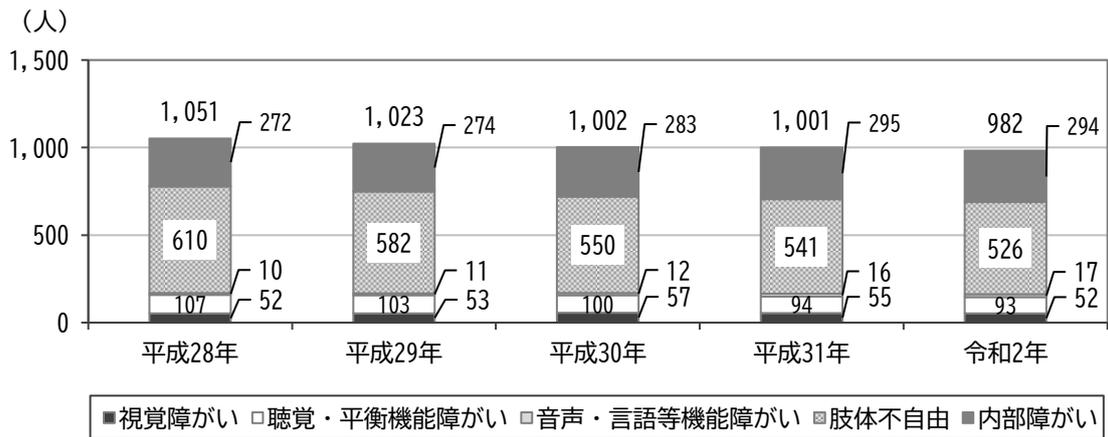
等級別をみると、1級が最も多く、令和2年では337人（構成比34.3%）となっています。令和2年では、次いで4級が222人（同22.6%）、2級が156人（同15.9%）と続いています。また、重度（1、2級）の障がい者は、493人（同50.2%）となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



障がい種別をみると、肢体不自由が最も多いながら、減少傾向が続いており、令和2年では526人（構成比53.6%）となっています。令和2年では、次いで内部障がい者が294人（同29.9%）、聴覚・平衡機能障がい者が93人（同9.5%）と続いています。

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】



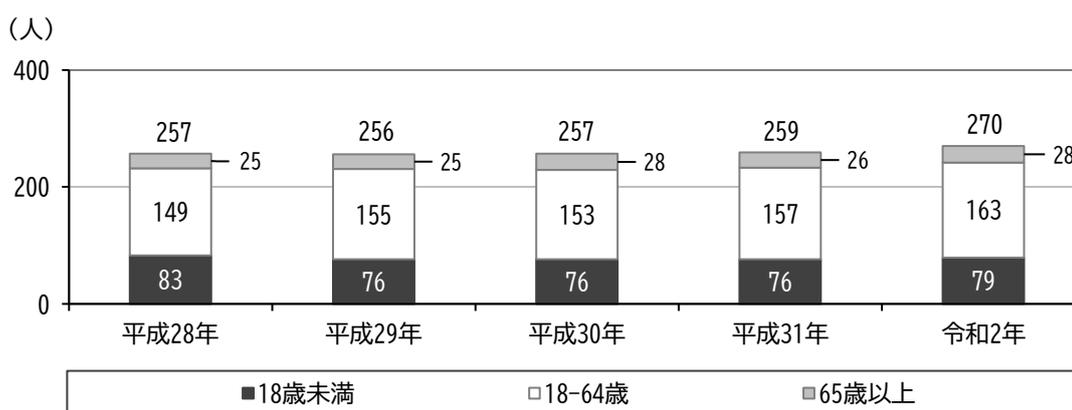
資料：社会福祉課（各年4月1日）

#### 4) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者の総数をみると、平成28年以降250人台で推移していましたが、令和2年では増加し、270人となっています。

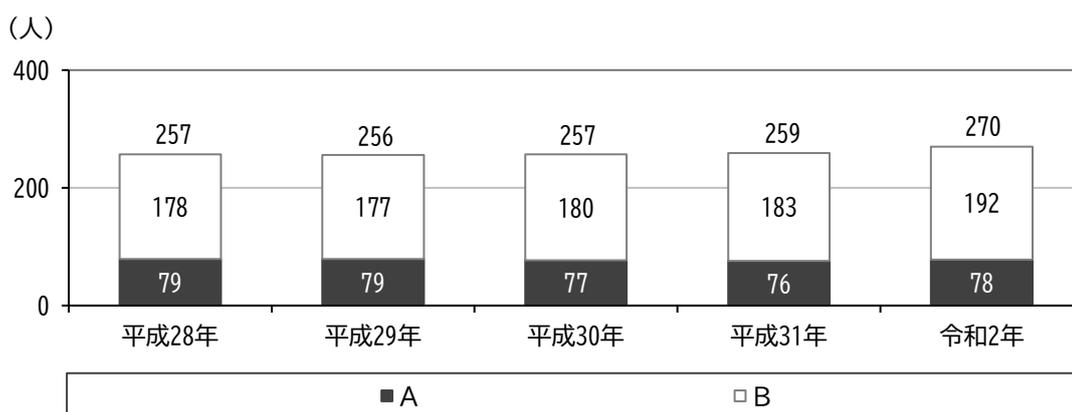
年齢別をみると、18-64歳が最も多く、令和2年では163人（構成比60.4%）となっています。令和2年では、次いで18歳未満が79人（同29.3%）、65歳以上が28人（同10.4%）となっています。

【年齢別療育手帳所持者数の推移】



程度別をみると、B（中度・軽度）が多く、令和2年では192人（構成比71.1%）となっています。一方A（重度）は、令和2年では78人（同28.9%）となっています。

【程度別療育手帳所持者数の推移】



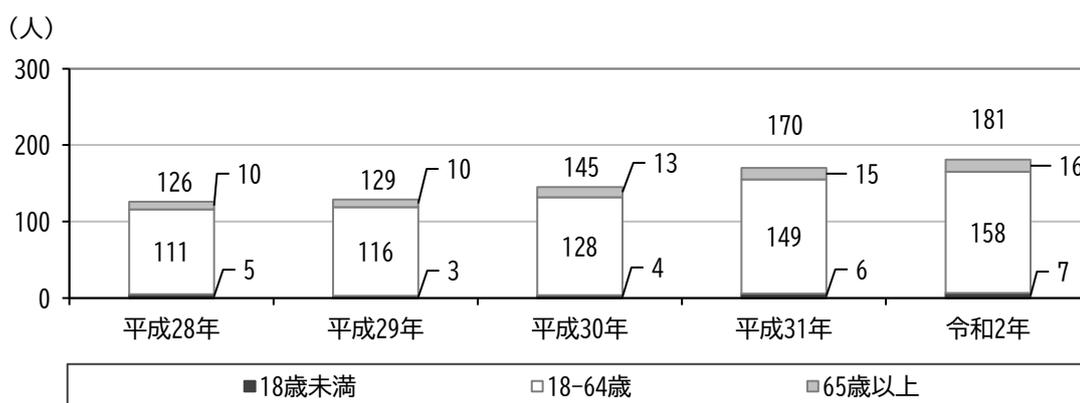
資料：社会福祉課（各年4月1日）

## 5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数をみると、増加傾向が続き、令和2年では181人となっています。

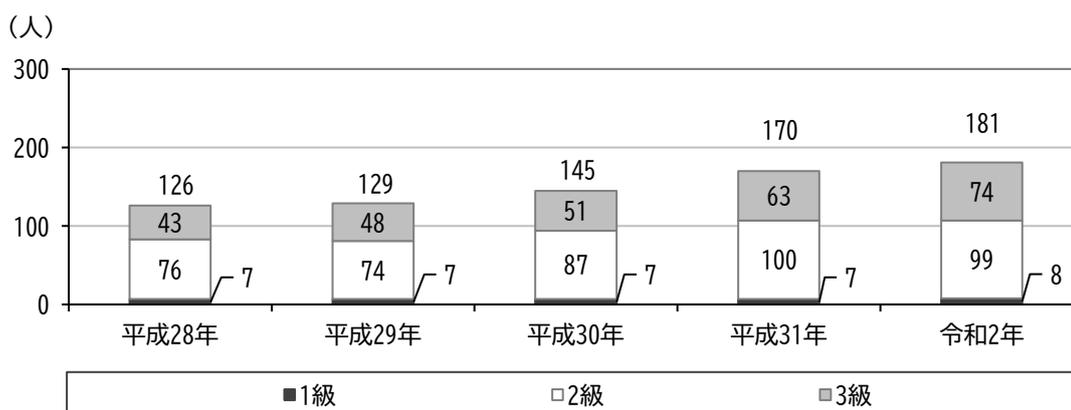
年齢別をみると、18-64歳が最も多く、増加傾向が続き、令和2年では158人（構成比87.3%）となっています。令和2年では、次いで65歳以上が16人（同8.8%）、18歳未満が7人（同3.9%）となっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



等級別をみると、2級が最も多く、令和2年では99人（構成比54.7%）となっています。令和2年では、次いで3級が74人（同40.9%）、1級が8人（同4.4%）となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

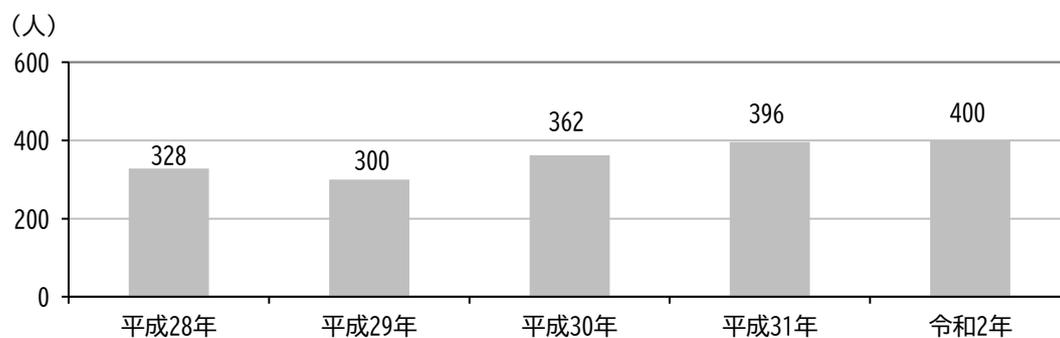


資料：社会福祉課（各年4月1日）

## 6) 自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数をみると、平成30年以降増加傾向が続き、令和2年では400人となっています。

【自立支援医療費受給者数の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日）



## 2. アンケート調査からみる本宮市の現状

### 1) 調査の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、障がい者やサービス提供事業者等に対し、現在の状況や今後の考え方等をお伺いし、本計画等の基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### (2) 調査概要

①障がい者アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"><li>●調査対象 : 市内在住の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方及び自立支援医療給付受給者</li><li>●調査期間 : 令和元年11月8日～11月28日</li><li>●調査方法 : 郵送による発送・回収</li><li>●配布数 : 1,660件</li><li>●回収結果 : 有効回収数825件、有効回収率49.7%</li></ul>
②障がい福祉事業所アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"><li>●調査対象 : あだち圏域の障がい福祉事業所</li><li>●調査期間 : 令和2年8月21日～9月4日</li><li>●調査方法 : 郵送による発送・回収</li><li>●配布数 : 43件</li><li>●回収結果 : 有効回収数37件、有効回収率86.0%</li></ul>
③施設からの地域移行に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"><li>●調査対象 : 本宮市から障がい福祉施設に入所している方</li><li>●調査期間 : 令和2年10月6日～11月6日</li><li>●調査方法 : 郵送による発送・回収</li><li>●配布数 : 17件</li><li>●回収結果 : 有効回収数17件、有効回収率100.0%</li></ul>

### (3) 図表等の見方について

- 図表中の「n」は、その設問の回答者数を表します。
- 集計した数値（％）は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。  
そのため、質問に対する回答の選択肢が1つだけの場合、選択肢の数値（％）をすべて合計しても、100.0%にならない場合があります。
- 回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えることがあります。
- 本文中、調査結果の経年比較をするために「前回」と表記している箇所があります。これは平成29年8月に実施した「本宮市『第5期障がい福祉計画』策定のためのアンケート調査」を表します。



## 2) 障がい者アンケート調査結果の概要

### (1) 現在の暮らし方について

全体と障がい種別ともに、「自宅で家族と暮らしている」が最も高くなっています。また、前回調査と比べ、ひとり暮らしが減少しています。

「自宅で家族と暮らしている」が 64.4%と最も高く、次いで「自宅でひとり暮らし」が 14.7%となっています。

前回調査と比較すると、「自宅でひとり暮らし」が 4.8 ポイント減少しています。

障がい種別をみると、いずれも「自宅で家族と暮らしている」が最も高くなっています。また、知的障がい者では「自宅でひとり暮らし」が、全体と比べ 9.1 ポイント低くなっています。

#### 【現在の暮らし方について（単数回答）】

		1位	2位	3位	4位	5位	6位
全体	今回調査 (n=825)	自宅で家族と暮らしている	自宅でひとり暮らし	グループホーム	その他	病院や診療所	障がいのある人のための施設
		64.4%	14.7%	4.1%	3.6%	3.0%	1.6%
	前回調査 (n=616)	64.9%	19.5%	1.3%	1.8%	2.6%	1.9%
身体障がい者 (n=371)	自宅で家族と暮らしている	自宅でひとり暮らし	その他	病院や診療所	グループホーム	障がいのある人のための施設	
	66.6%	18.1%	4.0%	3.5%	3.2%	1.6%	
知的障がい者 (n=90)	自宅で家族と暮らしている	グループホーム	自宅でひとり暮らし	病院や診療所	障がいのある人のための施設	その他	
	62.2%	8.9%	5.6%		3.3%		
精神障がい者 (n=70)	自宅で家族と暮らしている	自宅でひとり暮らし	グループホーム	病院や診療所	障がいのある人のための施設	その他	
	68.6%	12.9%	5.7%		1.4%	0.0%	

※上記の表で、2つの順位をまたいで数値が記載されている箇所は、双方の項目とも同一の数値であることを表しています（以下も同表記）。

## (2) 今後の暮らし方について

全体と障がい種別ともに、「家族と暮らしたい」が最も高くなっています。また、「施設で暮らしたい」意向の割合が、現在の施設入所者の割合を上回っています。

「家族と暮らしたい」が58.8%と最も高く、次いで「わからない」が12.0%、「ひとりで暮らしたい」が7.0%となっています。また、「施設で暮らしたい」が3.8%で、現在の暮らし方(前ページ参照)での「障がいのある人のための施設」(1.6%)を上回っています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、いずれも「家族と暮らしたい」が最も高くなっています。また、知的障がい者では「グループホーム等で仲間と暮らしたい」が、全体と比べ10.5ポイント高くなっています。

### 【今後の暮らし方について(単数回答)】

		1位	2位	3位	4位	5位	6位
全体	今回調査 (n=825)	家族と暮らしたい	わからない	ひとりで暮らしたい	グループホーム等で仲間と暮らしたい	施設で暮らしたい	その他
		58.8%	12.0%	7.0%	3.9%	3.8%	1.0%
	前回調査 (n=616)	62.3%	11.0%	6.7%	4.4%	4.9%	1.3%
身体障がい者 (n=371)	家族と暮らしたい	わからない	ひとりで暮らしたい	施設で暮らしたい	グループホーム等で仲間と暮らしたい	その他	
	60.9%	11.9%	5.4%	4.3%	3.0%	0.5%	
知的障がい者 (n=90)	家族と暮らしたい	わからない	グループホーム等で仲間と暮らしたい	ひとりで暮らしたい	施設で暮らしたい	その他	
	50.0%	16.7%	14.4%	5.6%	3.3%	0.0%	
精神障がい者 (n=70)	家族と暮らしたい	わからない	ひとりで暮らしたい	グループホーム等で仲間と暮らしたい	施設で暮らしたい	その他	
	57.1%	12.9%	11.4%	4.3%	1.4%	0.0%	

### (3) 介助者・支援者の年齢について

70 歳以上の介助者・支援者が2割強となっており、今後の高齢化に伴う対応や親亡き後の対応が求められている状況が伺えます。

「60～69 歳」が 17.8%と最も高く、次いで、「50～59 歳」が 13.9%、「70～79 歳」が 12.2%となっています。また 70 歳以上の割合は、21.8%となっています。

障がい種別をみると、身体障がい者と精神障がい者では「60～69 歳」が、知的障がい者では「50～59 歳」が最も高くなっています。また 70 歳以上の割合は、身体障がい者が 27.0%、知的障がい者が 11.1%、精神障がい者が 14.2%となっています。

#### 【介助者・支援者の年齢（単数回答）】

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全体(n=825)	60～69 歳	50～59 歳	70～79 歳	80 歳以上	40～49 歳
	17.8%	13.9%	12.2%	9.6%	6.8%
身体障がい者 (n=371)	60～69 歳	50～59 歳	70～79 歳	80 歳以上	40～49 歳
	18.9%	14.3%	13.5%		3.0%
知的障がい者 (n=90)	50～59 歳	40～49 歳	60～69 歳	30～39 歳	70～79 歳
	24.4%	17.8%	16.7%	10.0%	7.8%
精神障がい者 (n=70)	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	70～79 歳	80 歳以上
	15.7%	12.9%	7.1%		

※知的障がい者の「80 歳以上」は、6 位以下で 3.3%。

#### (4) 現在利用しているサービスと今後利用したいサービスについて

##### ① 身体障がい者

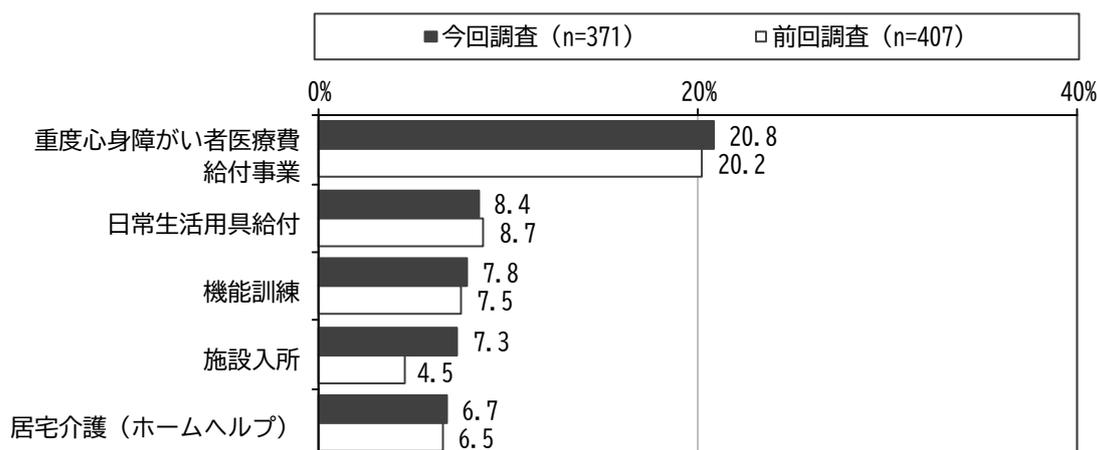
現在利用しているサービスでは「重度心身障がい者医療費給付事業」が、今後利用したいサービスでは「相談支援」が、最も高くなっています。また、今後利用したいサービスの上位に、現在利用しているサービスの上位にはなかった「住宅改修費助成」が挙げられています。

現在利用しているサービスをみると、「重度心身障がい者医療費給付事業」が20.8%と最も高く、次いで「日常生活用具給付」が8.4%、「機能訓練」が7.8%となっています。前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

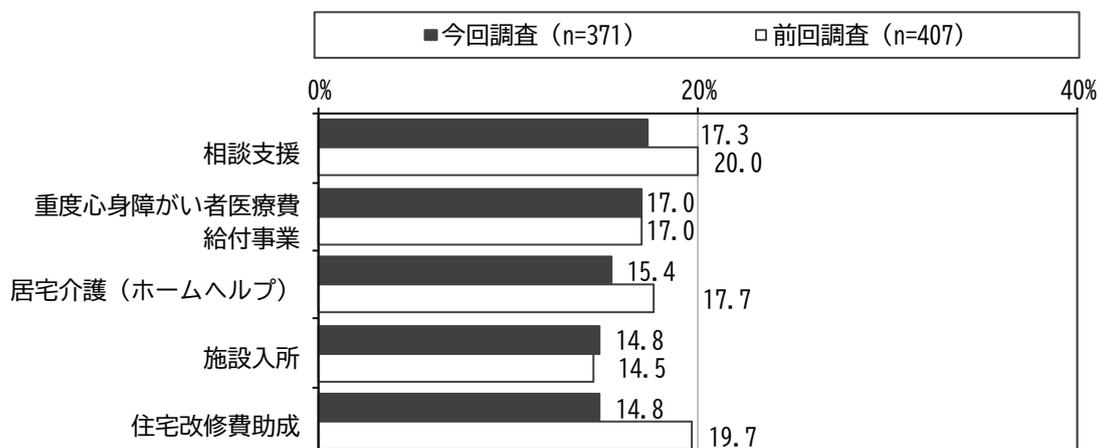
今後利用したいサービスをみると、「相談支援」が17.3%と最も高く、次いで「重度心身障がい者医療費給付事業」が17.0%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が15.4%となっています。

前回調査と比較すると、「住宅改修費助成」が前回より4.9ポイント減少しています。

【現在利用しているサービスについて（上位5項目／複数回答）】



【今後利用したいサービスについて（上位5項目／複数回答）】



## ② 知的障がい者

現在利用しているサービスでは「相談支援」と「日中一時支援事業」が、今後利用したいサービスで「相談支援」が、最も高くなっています。また、現在利用しているサービスでは、「生活介護」の利用が増加しています。

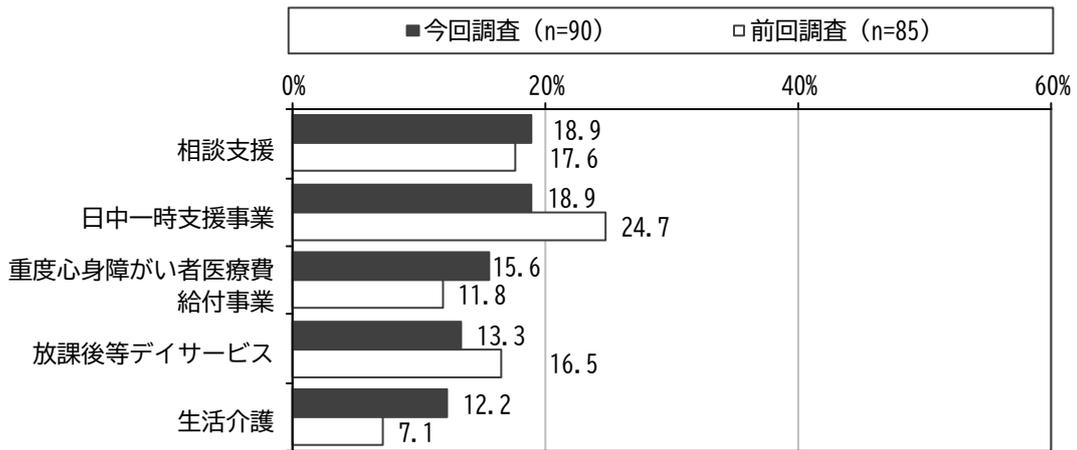
現在利用しているサービスをみると、「相談支援」と「日中一時支援事業」がともに18.9%と最も高く、次いで「重度心身障がい者医療費給付事業」が15.6%となっています。

前回調査と比較すると、「生活介護」が前回より5.1ポイント増加している一方、「日中一時支援事業」が前回より5.8ポイント減少しています。

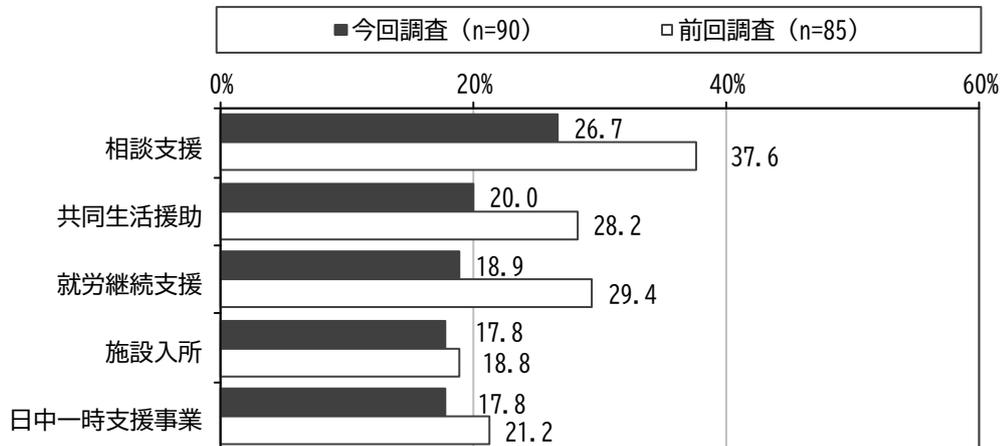
今後利用したいサービスをみると、「相談支援」が26.7%と最も高くなっており、次いで「共同生活援助」が20.0%、「就労継続支援」が18.9%となっています。

前回調査と比較すると、「相談支援」と「共同生活援助」、「就労継続支援」が、いずれも前回より5ポイント以上減少しています。

【現在利用しているサービスについて（上位5項目／複数回答）】



【今後利用したいサービスについて（上位5項目／複数回答）】



### ③ 精神障がい者

現在利用しているサービスと今後利用したいサービスともに、「自立支援医療」が最も高くなっています。また、現在利用しているサービスでは「自立支援医療」と「共同生活援助」の利用が、今後利用したいサービスでは「自立支援医療」の利用意向が増加しています。

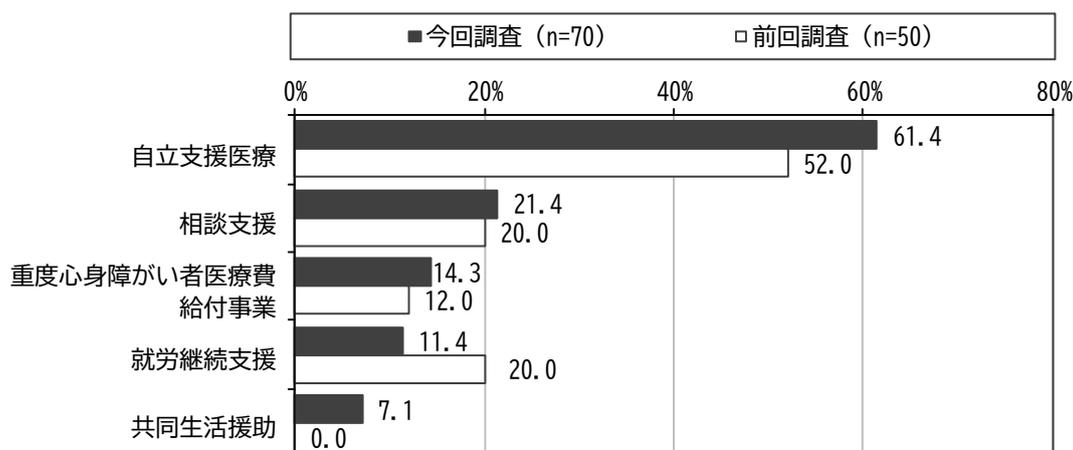
現在利用しているサービスをみると、「自立支援医療」が61.4%と最も高くなっており、次いで「相談支援」が21.4%、「重度心身障がい者医療費給付事業」が14.3%となっています。

前回調査と比較すると、「自立支援医療」と「共同生活援助」がともに前回より5ポイント以上増加する一方、「就労継続支援」が前回より8.6ポイント減少しています。

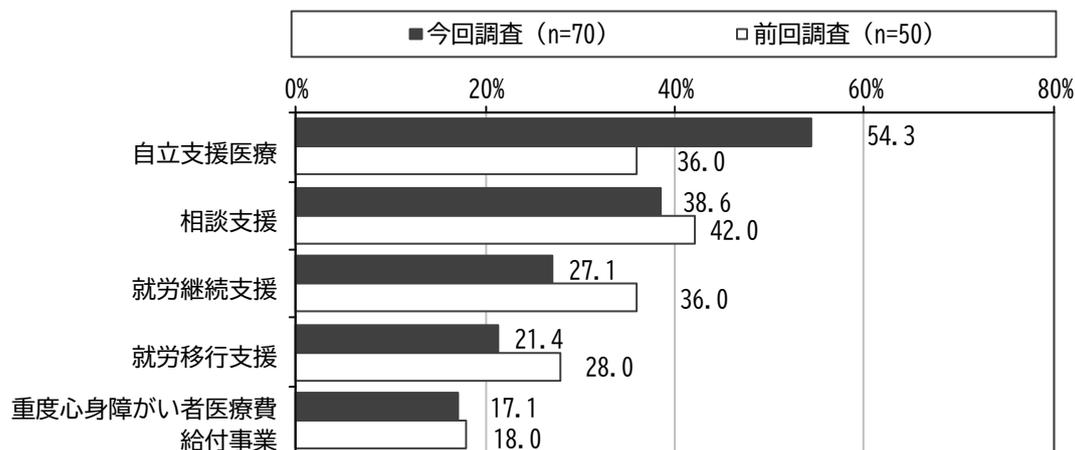
今後利用したいサービスをみると、「自立支援医療」が54.3%と最も高く、次いで「相談支援」が38.6%、「就労継続支援」が27.1%となっています。

前回調査と比較すると、「自立支援医療」が前回より18.3ポイント増加する一方、「就労継続支援」と「就労移行支援」がともに前回より5ポイント以上減少しています。

【現在利用しているサービスについて（上位5項目／複数回答）】



【今後利用したいサービスについて（上位5項目／複数回答）】



## (5) 仕事をしている人の職種について

全体では、「パート・アルバイト、非常勤、内職」が最も高くなっています。障がい種別では、身体障がい者では「自営業」が、知的障がい者と精神障がい者では「通所施設や作業所などでの仕事」が全体より高くなっています。

「パート・アルバイト、非常勤、内職」が32.8%と最も高く、次いで「会社や団体などの常勤職員」が30.5%、「通所施設や作業所などでの仕事」が15.5%となっています。

前回調査と比較すると、「パート・アルバイト、非常勤、内職」と「会社や団体などの常勤職員」がともに、前回より5ポイント以上高くなっています。

障がい種別をみると、身体障がい者では「会社や団体などの常勤職員」が、知的障がい者では「通所施設や作業所などでの仕事」が、精神障がい者では「パート・アルバイト、非常勤、内職」が、それぞれ最も高くなっています。また、身体障がい者では「自営業」が、知的障がい者と精神障がい者では「通所施設や作業所などでの仕事」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

### 【仕事をしている人の職種について（仕事をしている人／単数回答）】

		1位	2位	3位	4位	5位
全体	今回調査 (n=174)	パート・アルバイト、非常勤、内職	会社や団体などの常勤職員	通所施設や作業所などでの仕事	自営業	その他
		32.8%	30.5%	15.5%	13.8%	3.4%
	前回調査 (n=128)	25.0%	22.7%	21.9%	17.2%	6.3%
身体障がい者 (n=58)		会社や団体などの常勤職員	パート・アルバイト、非常勤、内職	自営業	通所施設や作業所などでの仕事	その他
		34.5%	25.9%		6.9%	5.2%
知的障がい者 (n=26)		通所施設や作業所などでの仕事	パート・アルバイト、非常勤、内職	会社や団体などの常勤職員	その他	自営業／家業の手伝い
		38.5%	34.6%	23.1%	3.8%	0.0%
精神障がい者 (n=25)		パート・アルバイト、非常勤、内職	通所施設や作業所などでの仕事	会社や団体などの常勤職員	その他	自営業／家業の手伝い
		40.0%	28.0%	24.0%	4.0%	0.0%

## (6) 今後の就労希望について

全体では、「障がいや病気などで働けない」と「将来のことがわからない」の合計が4割弱となっている一方、就労先としては「パート、アルバイト、非常勤、内職」が最も高くなっています。また、知的障がい者の「通所施設や作業所などでの仕事」と、精神障がい者の「パート、アルバイト、非常勤、内職」が全体より高くなっています。

「障がいや病気などで働けない」が22.8%と最も高く、次いで「将来のことがわからない」が15.3%、「パート、アルバイト、非常勤、内職」が14.3%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、身体障がい者では「障がいや病気などで働けない」が、知的障がい者では、「通所施設や作業所などでの仕事」が、精神障がい者では「障がいや病気などで働けない」と「将来のことがわからない」が、それぞれ最も高くなっています。また、知的障がい者では「通所施設や作業所などでの仕事」、精神障がい者では「パート、アルバイト、非常勤、内職」と「将来のことがわからない」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

### 【今後の就労希望について（上位5項目／複数回答）】

		1位	2位	3位	4位	5位
全体	今回調査 (n=825)	障がいや病気 などで 働けない	将来のことが わからない	パート・ アルバイト、 非常勤、内職	その他	会社や団体な どの常勤職員
		22.8%	15.3%	14.3%	11.4%	10.5%
	前回調査 (n=616)	25.6%	13.0%	13.1%	10.2%	12.5%
身体障がい者 (n=371)		障がいや病気 などで 働けない	その他	将来のことが わからない	パート・ アルバイト、 非常勤、内職	家業の手伝い
		28.0%	13.2%	11.9%	11.3%	10.0%
知的障がい者 (n=90)		通所施設や 作業所など での仕事	将来のことが わからない	障がいや病気 などで 働けない	パート・ アルバイト、 非常勤、内職	会社や団体な どの常勤職員
		34.4%	23.3%	12.2%		8.9%
精神障がい者 (n=70)		障がいや病気 などで 働けない	将来のことが わからない	パート・ アルバイト、 非常勤、内職	会社や団体な どの常勤職員	通所施設や 作業所など での仕事
		25.7%		24.3%	20.0%	12.9%

## (7) 障がい者が働くために必要なことについて

全体と障がい種別ともに、「勤務先の理解」が最も高いとともに、次いで「仕事を継続するための支援」や働くことに向けた技術習得等の支援ニーズが高くなっています。

「勤務先の理解」が 33.2%と最も高く、次いで「仕事を継続するための支援」が 21.6%、「働くために必要な技術や知識等の習得」が 20.8%となっています。

前回調査と比較すると、概ね同様の傾向となっています。

障がい種別をみると、いずれも「勤務先の理解」が最も高くなっています。また、知的障がい者では「働く障がい者の仲間づくりの場」が、精神障がい者では「仕事を継続するための支援」が、全体と比べ 10 ポイント以上高くなっています。

### 【障がい者が働くために必要なことについて（上位5項目／複数回答）】

		1位	2位	3位	4位	5位
全体	今回調査 (n=825)	勤務先の理解	仕事を継続するための支援	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	希望する勤務形態・時間を選ぶこと
		33.2%	21.6%	20.8%	18.4%	13.9%
	前回調査 (n=616)	30.0%	21.4%	21.4%	17.0%	14.0%
身体障がい者 (n=371)	勤務先の理解	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	仕事を継続するための支援	移動のための支援/ 希望する勤務形態・時間を選ぶこと	
		32.6%	20.2%	17.5%	16.7%	14.8%
知的障がい者 (n=90)	勤務先の理解	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	仕事を継続するための支援	働く障がい者の仲間づくりの場	
		36.7%	30.0%	26.7%	24.4%	22.2%
精神障がい者 (n=70)	勤務先の理解	仕事を継続するための支援	働くために必要な技術や知識等の習得	仕事に関する相談・必要な情報の提供	自分の仕事の適性などの評価	
		42.9%	35.7%	22.9%	21.4%	20.0%

※全体の今回調査の「働く障がい者の仲間づくりの場」は 10.1%で、6位以下。

## (8) 在宅生活の継続や在宅生活に移行するために必要なことについて

全体では、「生活を支援するサービス」と「相談支援サービスの充実」のニーズが高く、障がい種別では、精神障がい者の「地域の理解と協力」と「職業訓練の場と企業における雇用の確保」が全体より高くなっています。

「生活を支援するサービス」が37.6%と最も高く、次いで、「相談支援サービスの充実」が31.2%、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」が18.8%となっています。

前回調査と比較すると、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」が前回より4.9ポイント減少しています。

障がい種別をみると、いずれも「生活を支援するサービス」が最も高くなっています。また、精神障がい者では「地域の理解と協力」と「職業訓練の場と企業における雇用の確保」が、全体と比べ10ポイント以上高くなっています。

【在宅生活の継続や在宅生活に移行するために必要なことについて（上位5項目／複数回答）】

		1位	2位	3位	4位	5位
全体	今回調査 (n=825)	生活を支援するサービス	相談支援サービスの充実	日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保	地域の理解と協力	特にない
		37.6%	31.2%	18.8%	16.4%	16.0%
	前回調査 (n=616)	36.9%	32.8%	23.7%	14.4%	14.1%
身体障がい者 (n=371)	生活を支援するサービス	相談支援サービスの充実	日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保	特にない	地域の理解と協力	
	39.1%	28.6%	20.8%	19.7%	14.3%	
知的障がい者 (n=90)	生活を支援するサービス	相談支援サービスの充実	地域の理解と協力	日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保	グループホームの確保	
	35.6%	30.0%	20.0%	18.9%	17.8%	
精神障がい者 (n=70)	生活を支援するサービス	相談支援サービスの充実	地域の理解と協力	職業訓練の場と企業における雇用の確保	アパートなど住宅の確保	
	37.1%	35.7%	30.0%	21.4%	15.7%	

※全体の今回調査の「グループホームの確保」は9.0%、「職業訓練の場と企業における雇用の確保」は8.7%、「アパートなど住宅の確保」は7.4%で、いずれも6位以下。

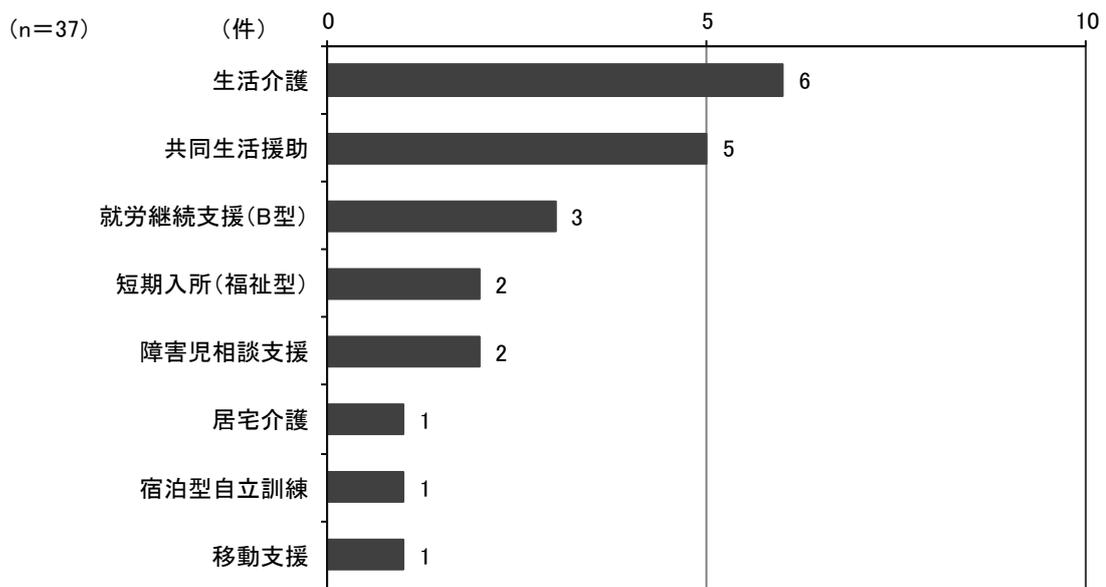
### 3) 障がい福祉事業所アンケート調査結果の概要

#### (1) 利用者から望む声が多いサービス

利用者ニーズとして、「生活介護」と「共同生活援助」が高い状況が伺えます。

「生活介護」が6件と最も多く、次いで「共同生活援助」が5件、「就労継続支援（B型）」が3件となっています。

【利用者から望む声が多いサービスについて（回答項目のみ／複数回答）】



## (2) 令和5年度までの増設・新規の計画サービスと検討サービスについて

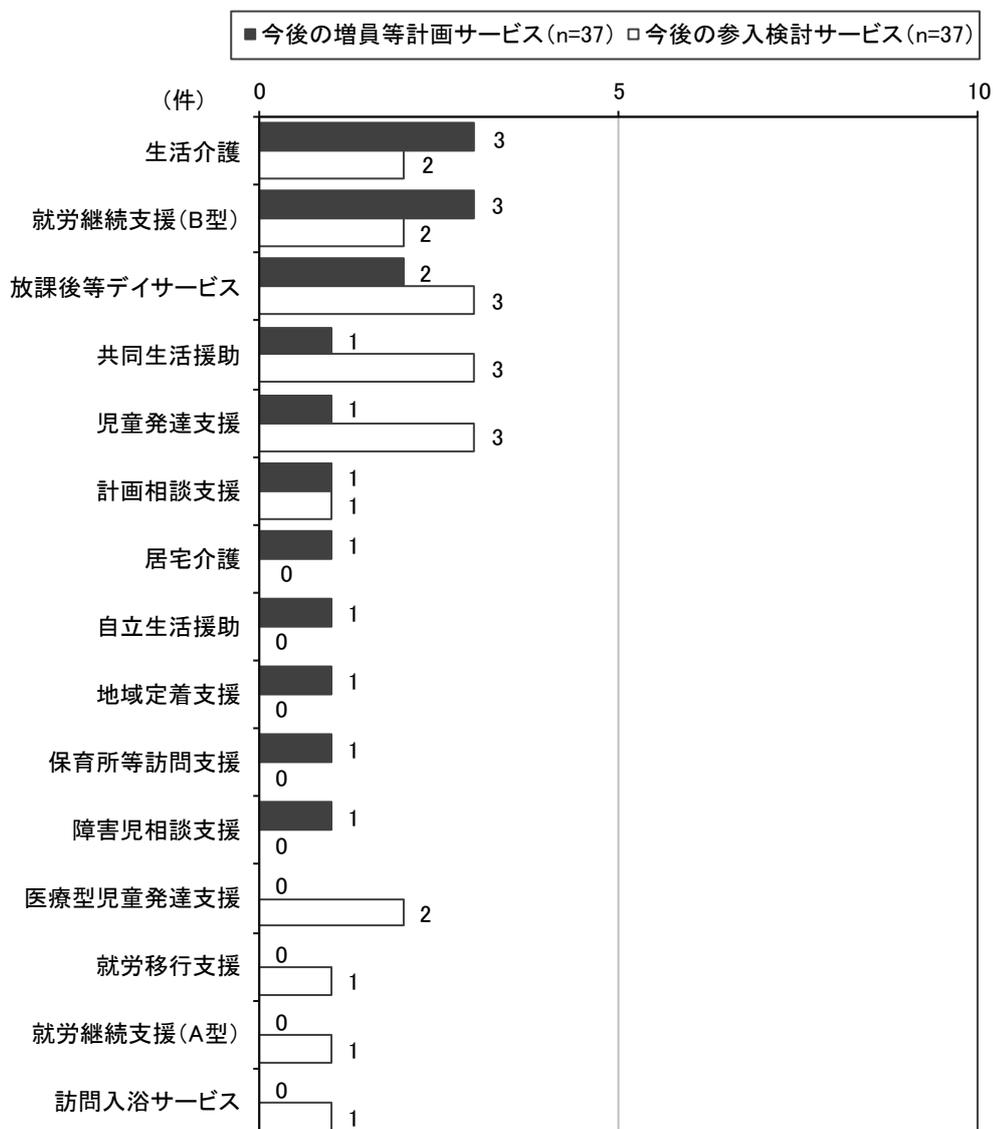
利用者ニーズに対応する形で、「生活介護」や「就労継続支援（B型）」、「共同生活援助」を計画・検討する事業所が多いとともに、「放課後等デイサービス」や「児童発達支援」が多い状況が伺えます。

増設・新規の計画サービスでは、「生活介護」と「就労継続支援（B型）」がともに3件と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が2件となっています。

検討サービスでは、「共同生活援助」と「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」がいずれも3件と最も多く、次いで「生活介護」と「就労継続支援（B型）」、「医療型児童発達支援」がいずれも2件となっています。

### 【令和5年度までの増設・新規の計画サービスと検討サービスについて

(回答項目のみ/複数回答)



## 4) 施設からの地域移行に関するアンケート調査結果の概要

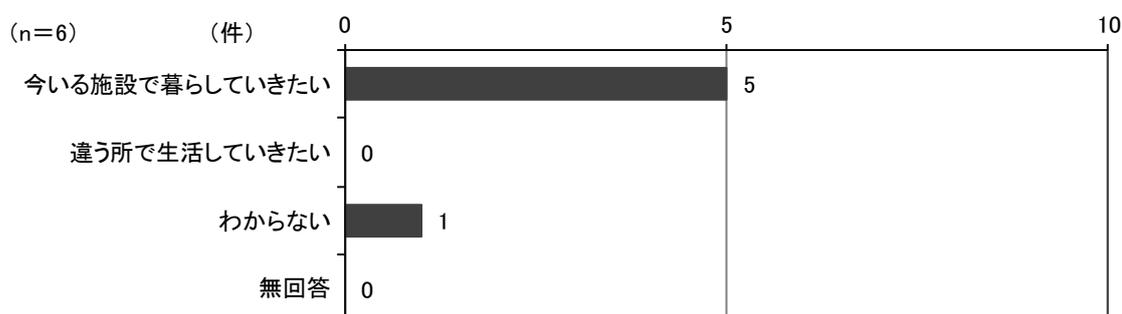
### (1) 聞き取りが可能な障がい者本人の今後の生活の場について

本人の希望として、地域移行を望む回答は、ありませんでした。

聞き取りが可能な本人の希望をみると、「今いる施設で暮らしていきたい」が5件と最も多く、次いで「わからない」が1件となっています。

【聞き取りが可能な障がい者本人の今後の生活の場

(聞き取りが可能な方のみ／単数回答)】

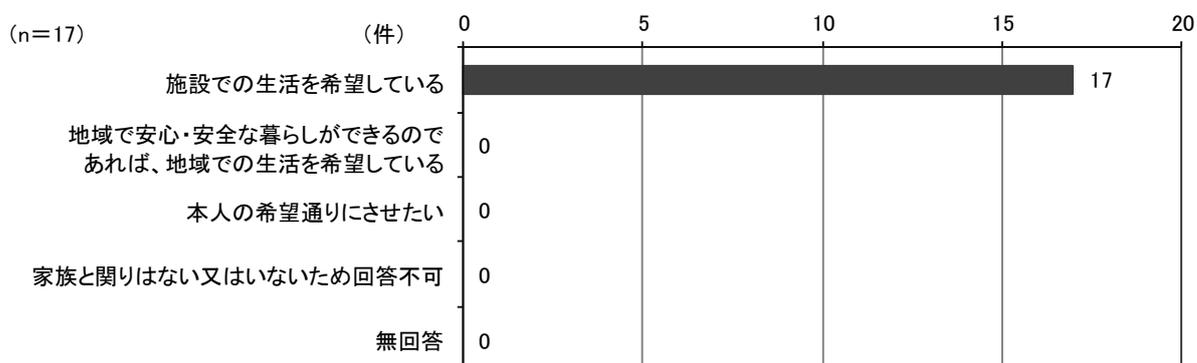


### (2) 地域生活への移行に関する家族の意向について (施設職員の見立てとして)

家族の意向としては、地域移行を望んでいない状況が伺えます。

回答者全てが、「施設での生活を希望している」となっています。

【地域生活への移行に関する家族の意向について (単数回答)】



(3) 現在の地域における障害福祉サービスの利用による、地域移行の可能性について(施設職員の判断として)

施設職員の判断として、地域移行の可能性が 1 件ある状況となっています。

「可能」が 1 件で、「困難」が 16 件となっています。

【現在の地域における障害福祉サービスの利用による  
地域移行の可能性について (単数回答)】



## 第3章 障がい福祉計画



### 1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定

第6期障がい福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針の成果目標として、次の6項目が示されており、これらの成果指標を達成するために必要な活動指標として、各障害福祉サービスの見込み量を定める必要があります。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 相談支援体制の充実・強化等
- 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

#### 1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### 国の指針

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

##### 市の指針

- 地域生活移行者数については、本市の地域生活への移行ニーズの実情を考慮し、1人（5.6%）の移行を目指します。
- 施設入所者の削減については、5.6%の削減を目指します。

■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	18 人	令和元年度末の全施設入所者数
令和 5 年度末時点の地域生活移行者数 (B)	1 人	(A) のうち、令和 5 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】 地域生活移行者の割合	5.6%	$(B) \div (A)$
令和 5 年度末時点の施設入所削減見込者数 (C)	1 人	令和 5 年度末時点の全施設入所者の削減見込者数
【目標】 施設入所者の削減割合	5.6%	$(C) \div (A)$

## 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の指針

- 令和 5 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。
- 令和 5 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 令和 5 年度における精神病床の入院後 3 カ月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 カ月時点の退院率については 86%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とする。  
(都道府県で目標値設定)

### 市の指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、県と調整をしながら対応を検討します。また、あだち圏域において、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置し、体制づくりに向けた検討を進めます。

■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の開催回数	0 回/年	令和元年度の協議の場開催回数
【目標】 令和 5 年度の開催回数	3 回/年	令和 5 年度の協議の場開催回数

令和元年度の目標設定及び評価の実施回数	0回/年	令和元年度の地域包括ケアシステム目標設定及び評価の実施回数
【目標】令和5年度の目標設定及び評価の実施回数	1回/年	令和5年度の地域包括ケアシステム目標設定及び評価の実施回数

### 3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の指針

○地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 市の指針

○地域生活支援拠点等の整備数については、令和元年度末時点で、あだち圏域に1カ所整備していることから、第6期計画では現状の整備数を維持します。  
○運用状況の検証及び検討については、年1回の実施を目指します。  
※本市では、あだち圏域で新たに施設整備をするのではなく、地域の社会資源を活用しながら、点として存在する事業所を有機的に結び付けることで、地域生活支援拠点としての機能を持つよう体制整備（いわゆる「面的整備」）する方向で取り組みを進めています。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備数	1カ所	令和元年度末時点の整備カ所数
【目標】令和5年度末時点の整備数	1カ所	令和5年度末時点の整備カ所数
令和元年度末時点の検証・検討回数	0回/年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標】令和5年度末時点の検証・検討回数	1回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

## 4) 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

#### 国の指針

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度末までに一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。具体的には、就労移行支援事業から一般就労への移行者（令和元年実績）の1.3倍以上を基本とするとともに、就労継続支援A型・B型から一般就労への移行者（令和元年実績）のそれぞれ1.26倍、1.23倍以上を基本とする。

#### 市の指針

○福祉施設から一般就労への移行者数については、就労継続支援事業（A型・B型）から就労移行支援事業へのサービス利用切替等による、段階的な一般就労移行を進めます。また、本市の一般就労への移行ニーズの実情を考慮し、令和5年度中に2人（令和元年度の一般就労への移行実績の2.0倍）の移行を目指します。

#### ■市の成果目標

	項目	数値	考え方
	令和元年度の一般就労への移行者数（A）	1人	令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数
	【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	2人	令和5年度の福祉施設を退所した一般就労者数
	【目標】令和元年度の移行実績と比べた倍率	2.0倍	$(B) \div (A)$
内 訳	令和元年度の就労移行支援事業利用者からの移行者数（C）	1人	令和元年度の就労移行支援事業の利用者数
	就労移行支援事業利用者からの移行者数（D）	2人	令和5年度の就労移行支援事業の利用者数
	令和元年度の移行実績と比べた倍率	2.0倍	$(D) \div (C)$

内 訳	令和元年度の就労継続支援A型事業利用者からの移行者数(E)	0人	令和元年度の就労継続支援A型事業の利用者数
	令和5年度の就労継続支援A型事業利用者からの移行者数(F)	0人	令和5年度の就労継続支援A型事業の利用者数
	令和元年度の移行実績と比べた倍率	0.0倍	$(F) \div (E)$
	令和元年度の就労継続支援B型事業利用者からの移行者数(G)	0人	令和元年度の就労継続支援B型事業の利用者数
	令和5年度の就労継続支援B型事業利用者からの移行者数(H)	0人	令和5年度の就労継続支援B型事業の利用者数
	令和元年度の移行実績と比べた倍率	0.0倍	$(H) \div (G)$

## (2) 一般就労への移行による就労定着支援事業の利用

### 国の指針

○障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

### 市の指針

○就労定着支援事業の利用については、一般就労に移行する者のうちで、就労定着支援事業の利用者数を、令和5年度中に2人（就労定着支援事業利用者が占める一般就労移行者の割合100.0%）の利用を目指します。

### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
【目標】一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数(1)	2人	令和5年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業の利用者数
【目標】就労定着支援事業利用者が占める一般就労移行者の割合	100.0%	$(1) \div (\text{令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数} 2人)$

### (3) 就労定着支援事業の就労定着率

#### 国の指針

○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

#### 市の指針

○就労定着支援事業の就労定着率については、令和5年度中に就労定着率が8割以上の事業所1カ所（就労定着支援事業所全体の100.0%）の達成を目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数	0カ所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
令和5年度の就労定着支援事業所数（J）	1カ所	令和5年度の就労定着支援事業所数の見込み
【目標】就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数（K）	1カ所	令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数
【目標】就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所が占める就労定着支援事業所の割合	100.0%	$(K) \div (J)$

## 5) 相談支援体制の充実・強化等

### (1) 総合的・専門的な相談支援

#### 国の指針

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。  
○総合的・専門的な相談支援については、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

### 市の指針

○基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制を充実・強化するため、地域の現状把握を進めながら、総合的・専門的な相談支援を実施します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の実施の有無	有	令和元年度の総合的・専門的な相談支援の実施の有無
【目標】令和5年度の実施の有無	有	令和5年度の総合的・専門的な相談支援の実施の有無（支援拡充）

## (2) 訪問等による専門的な指導・助言

### 国の指針

○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

### 市の指針

○あだち圏域において、相談支援事業所を2カ所増設することを目指し、令和5年度の指導・助言件数を9件に設定します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の指導・助言件数	6件/年	令和元年度の地域の相談支援事業者への指導・助言件数
【目標】令和5年度の指導・助言件数	9件/年	令和5年度の地域の相談支援事業者への指導・助言件数

## (3) 地域の相談支援事業者の人材育成

### 国の指針

○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

### 市の指針

○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数として、令和5年度に10件の支援を目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の支援件数	5件/年	令和元年度の地域の相談支援事業者の人材育成支援件数
【目標】令和5年度の支援件数	10件/年	令和5年度の地域の相談支援事業者の人材育成支援件数

## (4) 地域の相談機関との連携強化

### 国の指針

○地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。

### 市の指針

○あだち圏域の二市一村担当者と相談支援事業者の連絡会の開催を基本として、令和5年度に12回の実施を目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の実施回数	11回/年	令和元年度の相談支援事業者との連絡会実施回数
【目標】令和5年度の実施回数	12回/年	令和5年度の相談支援事業者との連絡会実施回数

## 6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

### 国の指針

○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

### 市の指針

○障害福祉サービス等に係る研修への参加については、本市の実績や実情を加味して、延べ6人の市職員の参加を目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の参加人数	2人/年	令和元年度の研修参加延べ人数
【目標】令和5年度の参加人数	6人/年	令和5年度の研修参加延べ人数

## (2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用や、事業所や関係自治体等と共有する体制

### 国の指針

○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

### 市の指針

○事業所や関係自治体等と共有する体制については、令和5年度末時点までに体制の整備を目指します。

○審査結果の分析・活用については、令和5年度までの実施を目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度の体制の有無	無	令和元年度の分析結果共有体制の有無
【目標】令和5年度の体制の有無	有	令和5年度末時点の分析結果共有体制の有無
令和元年度の実施回数	0回/年	令和元年度の分析・活用実施回数
【目標】令和5年度の実施回数	1回/年	令和5年度の分析・活用実施回数

## 2. 活動指標（障害福祉サービス等の見込み量）の設定

### 1) 訪問系サービス

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	行動に著しい困難がある人に、行動する際の危険回避に必要な支援や、外出時の移動支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

#### 【現状と見込みの考え方】

第5期計画では、訪問系サービスの利用は横ばいの傾向にありますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による利用時間減の可能性のあることから、今後は一人あたりの利用時間が第5期計画期間のピーク時の水準（時間）にまで回復することを見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等 包括支援	時間	422 (240)	406 (250)	425 (260)	430	450	460
	人	21 (18)	28 (19)	23 (20)	23	24	24

※「時間」は、月あたりの延べ利用時間数。「人」は、月あたりの実利用者数。

第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

サービスを必要とする利用者の把握等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、地域生活を支える訪問サービスの基盤整備に向け、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、市内の事業者等との連携を図るとともに、新規事業者の参入促進に努めます。

## 2) 日中活動系サービス

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。また、就職後6ヵ月間、職場への定着のために必要な相談やその他必要な支援を行います。
就労継続支援(A型＝雇用型・B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。支援には、利用者と雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護とともに、日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【現状と見込みの考え方】

「生活介護」や「自立訓練（生活訓練）」については、第5期で利用の増加がみられることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

また、「就労移行支援」や「就労継続支援（A型）」は、一般就労への移行が進むことが推測されることから、概ね横ばいでの推移を見込んでいます。「短期入所（福祉型）」については、令和元年度の利用増は、東日本台風被災による影響が大きいため、第6期計画の利用見込みは平成30年度水準を見込んでいます。

その他のサービスについては、第5期の利用実績に沿った見込み量としています。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	1,205 (1,299)	1,278 (1,343)	1,309 (1,623)	1,310	1,350	1,390
	人	63 (60)	67 (62)	67 (75)	69	71	73
自立訓練 (機能訓練)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	30 (40)	28 (40)	55 (40)	60	60	72
	人	2 (2)	4 (2)	4 (2)	5	5	6
就労移行支援	人日	41 (60)	16 (60)	22 (60)	24	24	36
	人	3 (4)	3 (4)	2 (4)	2	2	3
就労継続支援 (A型)	人日	66 (85)	85 (85)	80 (85)	80	80	80
	人	4 (5)	4 (5)	4 (5)	4	4	4
就労継続支援 (B型)	人日	904 (823)	1,004 (840)	1,140 (840)	1,140	1,170	1,180
	人	62 (49)	85 (50)	85 (50)	85	87	87
就労定着支援	人	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	2
療養介護	人	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	9	9
短期入所 (医療型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日	41 (50)	49 (50)	42 (50)	42	42	42
	人	4 (5)	13 (5)	4 (5)	4	4	4

※「人日」は、月の実利用人数×1人月あたりの平均利用日数。「人」は、月あたりの実利用者数。  
第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

#### 【確保のための方策】

今後の増員等を計画している事業所との連携等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、一般就労は、人間関係によって退職する等、様々な困難が想定されるため「就労移行支援事業」や「就労定着支援事業」サービス利用によるフォローが必要とされています。サービス提供事業所との連携と並行して、一般企業や地域社会への障がいへの理解推進を図ります。

### 3) 居住支援・施設系サービス

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等の利用者と、ひとり暮らしを希望する人に対し、居宅訪問し、家事や体調等を確認し、助言、連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に対し、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

#### 【現状と見込みの考え方】

自立生活援助と施設入所支援については、第5期計画で横ばいであったことから、今後も利用の横ばいを見込んでいます。

共同生活援助（グループホーム）については、利用ニーズが高く、令和5年度までに増員等を計画している事業所がみられることから、令和3年度から5年度にかけての利用の増加を見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	1 (1)	1 (2)	0 (3)	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	36 (30)	38 (33)	41 (35)	45	45	48
施設入所支援	人	18 (19)	18 (18)	18 (17)	18	18	18

※「人」は、月あたりの実利用者数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

#### 【確保のための方策】

今後の増員等を計画している事業所との連携等により、適正なサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、サービスを利用することで在宅生活を送ることができる障がいのある人に対し、施設や病院、相談支援事業所と連携しながら在宅生活を支援します。

## 4) 相談支援

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等の利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成や相談による不安解消をはじめ、外出時の同行支援や住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### 【現状と見込みの考え方】

「計画相談支援」については、市内に相談支援事業所がないことから、ニーズに対応しきれない状況があります。本市では、相談支援事業所の開設を目指し、サービス提供事業者へ働きかけを行っていることから、令和5年度にかけてサービス量の増加を見込んでいます。

また、「地域移行支援」と「地域定着支援」については、第5期の利用の実績に沿って、今後も概ね横ばいを見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	28 (18)	34 (19)	34 (19)	34	40	45
地域移行支援	人	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	1
地域定着支援	人	1 (1)	2 (1)	1 (1)	1	2	2

※「人」は、月あたりの実利用者数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

計画相談支援については、市内をはじめとして、あだち圏域で相談支援事業所の開設を進め、ニーズに合ったサービスを円滑かつ継続的に提供できるよう取り組みます。

また、地域移行支援と地域定着支援については、実績が少ない状況ですが、関係機関等と連携を図りながら相談等の支援の充実を目指すとともに、対象者がスムーズに地域移行・定着できるよう支援に取り組みます。

## 5) 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

### 【現状と見込みの考え方】

障がい者と接する機会が少ない人が現在でも多く、障がいに対する理解が不足している状況があります。障がい者への配慮が不足し、誤解による偏見や断絶が生じないように、障がいのある人とない人の相互理解を深める必要があります。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有(有)	有(有)	有(有)	有	有	有

※第5期実績の( )内は、第5期計画の見込み。

### 【確保のための方策】

障がいや障がいのある人等への理解を深めるため、必要とされる事業内容を精査しながら、研修や広報活動等を行います。

## ② 自発的活動支援事業

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

### 【現状と見込みの考え方】

本市では、障がい者の家族が自発的にイベントを行う「世界自閉症啓発デー本宮」への支援を行っており、今後も自発的活動支援事業を継続していきます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有(有)	有(有)	有(有)	有	有	有

※第5期実績の( )内は、第5期計画の見込み。

### 【確保のための方策】

障がい者や家族が孤立しないよう関連サークルや団体へ繋げることにより、地域で共に生活する仲間づくりを支援します。また、各団体と連携し、自発的な活動に取り組みやすい環境づくりを進めます。

### ③ 相談支援事業

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
相談支援事業	障がいのある人やその介助・支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。また、虐待の防止や早期発見に向け、関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的・専門的な相談業務の実施や、地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### 【現状と見込みの考え方】

本市では、あだち圏域での連携により、相談支援体制の充実・強化を図っています。また、本市には現在相談支援事業所はありませんが、相談支援事業所の設置を予定しています。

介護者の高齢化等により、今後、障がい者への支援体制強化は一層必要とされていることから、本市の重要課題として事業所開設に向けて取り組みます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	箇所	3 (3)	4 (4)	4 (4)	4	5	6
基幹相談支援センター	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無 (有)	無 (有)	無 (有)	無	無	有

※第5期実績の( )内は、第5期計画の見込み。

【確保のための方策】

障がい者の相談機能強化を図るため相談支援事業所の設置を目指します。また、あだち圏域での協力をもとに、障がいのある人の総合的な相談や緊急時のきめ細やかな支援体制を整備します。また、市と相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある方に必要な相談支援体制の構築を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

【サービス概要】

サービス項目	内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がいのある人が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

【現状と見込みの考え方】

本市では現在、制度の利用はありませんが、潜在的に権利擁護の支援を必要としている障がいのある人が地域に一定数存在することが伺えます。また、親なき後を見据えた体制づくりが必要であり、今後は、制度利用が進むことを見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	2
成年後見制度相談件数	件	1 (-)	2 (-)	3 (-)	3	4	5

※「人」は、年間の実利用者数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

制度を必要とする人の把握とともに、制度周知と利用促進を進めます。また、関係機関と連携し、今後の成年後見制度のあり方を踏まえた体制整備に取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス概要】

サービス項目	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見事業等を行うことができる法人の確保とともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

### 【現状と見込みの考え方】

本市では現在、本事業を行っていませんが、成年後見制度の利用を促進する必要があることから、令和5年度に事業実施を目指します。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無(有)	無(有)	無(有)	無	無	有

※第5期実績の( )内は、第5期計画の見込み。

### 【確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業の実施と並行して、障がいのある人の生活実態及びニーズ等を把握するとともに、親なき後を見据えて、実施主体となりうる法人と連携し、事業の実施に向けた検討を行います。

## ⑥ 意思疎通支援事業

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口を設置する事業です。

### 【現状と見込みの考え方】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、一般社団法人福島県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者の派遣を行っており、利用の増加がみられることから、第6期計画の見込み量を設定します。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	19 (20)	38 (20)	36 (20)	40	40	40
手話通訳者設置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※「件」は、年間の延べ利用件数。「人」は、年間の実利用者数。  
第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

本市やあだち地方地域自立支援協議会が主催する手話講習会、研修等を通じて人材の育成に取り組むとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、支援体制の充実に取り組みます。また関係機関と情報交換し、緊急時に手話通訳者を派遣できるよう検討を進めます。

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【現状と見込みの考え方】

排せつ管理支援用具の利用について、増加傾向がみられていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

その他の用具の利用については、概ね横ばいとなっていることから、今後も同程度の利用を見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	0 (1)	7 (1)	5 (1)	7	7	7
自立生活支援用具	件	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	7 (2)	11 (2)	10 (2)	11	11	11
排せつ管理支援用具	件	526 (504)	568 (510)	600 (516)	620	620	620
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0 (1)	2 (1)	2 (1)	2	2	2

※「件」は、年間の延べ利用件数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

日常生活用具給付等事業については、事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付等を行います。また、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に取り組みます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【サービス概要】

サービス項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

【現状と見込みの考え方】

本市では現在、事業を実施していませんが、ニーズ把握を進めながら、事業実施を検討していきます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0 (15)	0 (15)	0 (15)	0	3	5

※「人」は、年間の実人数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

#### 【確保のための方策】

障がいのある人の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を進めます。また、手話サークルとの連携や、あだち圏域で開催される手話奉仕員養成研修会に参加する人への支援を行います。

### ⑨ 移動支援事業

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
移動支援事業	自立生活及び社会参加の促進に向け、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う事業です。

#### 【現状と見込みの考え方】

第5期計画では、利用の減少傾向がみられましたが、潜在的なニーズは高いことから、令和元年度をベースとした見込み量を設定します。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	30 (24)	26 (25)	24 (26)	26	26	26
	時間	1,673 (2,880)	1,514 (3,000)	1,300 (3,120)	1,510	1,560	1,560

※「人」は、年間の実利用者数。「時間」は、年間の延べ利用時間数。  
第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

利用ニーズの適切な把握とともに、現状分析を進めます。

また、安定したサービスの確保を図るため、現状分析結果をもとに、サービス事業者に対して、新規参入も含めた積極的な働きかけを行います。

⑩ 地域活動支援センター事業

【サービス概要】

サービス項目	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活支援の促進に向け、創作的活動や生産活動、社会との交流を進める等、多様な活動を行う場を設けるための事業です。

【現状と見込みの考え方】

地域活動支援センターについては、令和2年度において市内にはなく、現在のところ設置の予定はありません。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	実施の有無	無(無)	無(無)	無(無)	無	無	無
地域活動支援センターⅡ型	実施の有無	無(無)	無(無)	無(無)	無	無	無
地域活動支援センターⅢ型	実施の有無	無(無)	無(無)	無(無)	無	無	無

※第5期実績の( )内は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

地域活動支援センターについては、障がいのある人の交流拠点となるものであり、障がいのある人の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、あだち圏域での連携も視野に、事業の実施に向けた検討を行います。

## (2) 任意事業

### ① 訪問入浴サービス事業

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供する事業です。

#### 【現状と見込みの考え方】

令和元年度以降、利用の横ばいがみられており、今後も概ね同程度で推移することを見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	回	99 (228)	109 (228)	108 (228)	110	110	110

※「回」は、年間の延べ利用回数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

#### 【確保のための方策】

訪問入浴サービス事業については、現行体制を維持しつつ、利用の増加に対応した適切なサービスの実施に取り組みます。

### ② 日中一時支援事業

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人を介助している家族の一時的な休息のための支援を行う事業です。

#### 【現状と見込みの考え方】

日中一時支援事業は、利用量が年々緩やかに増加しており、今後もニーズが高いサービスであることから、第6期計画の見込み量を設定しました。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	件	4,285 (3,616)	5,354 (3,662)	5,360 (3,703)	5,360	5,600	5,600

※「件」は、年間の延べ利用件数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

日中一時支援事業については、市内に事業所が4カ所ある現行体制を維持しつつ、利用の増加に対応した適切なサービスの実施に取り組みます。

③ 社会参加事業

【サービス概要】

サービス項目	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳所持者で、就労や通院等のため免許を取得した人に対し、自動車運転免許取得費用の助成を行うとともに、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用の助成を行う事業です。

【現状と見込みの考え方】

第5期計画では、横ばいとなっていることから、今後も横ばいを見込んでいます。

サービス項目		第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※「件」は、年間の利用件数。第5期実績の( )内の数字は、第5期計画の見込み量。

【確保のための方策】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に取り組みます。

## 第4章 障がい児福祉計画



### 1. 成果目標（基本指針の数値目標）の設定

第2期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針の成果目標として、次の1項目が示されており、これらの成果指標を達成するために必要な活動指標として、各障害福祉サービスの見込み量を定める必要があります。

#### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 1) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### (1) 児童発達支援センターの整備

###### 国の指針

○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

###### 市の指針

○令和5年度末時点までに、児童発達支援センターを1カ所整備することを目指します。

##### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0カ所	令和元年度末の児童発達支援センターの整備カ所数
【目標】令和5年度末時点の整備数	1カ所	令和5年度末の児童発達支援センターの整備カ所数

## (2) 保育所等訪問支援事業所の整備

### 国の指針

○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

### 市の指針

○令和5年度末までに、市内保育所及び幼稚園等と連携し、保育所等訪問支援事業について、利用しやすい体制を整備することを目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0カ所	令和元年度末の利用体制整備カ所数
【目標】令和5年度末時点の整備数	1カ所	令和5年度末の利用体制整備カ所数

## (3) 重症心身障害児を支援する事業所の整備

### 国の指針

○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

#### ① 重症心身障害児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

### 市の指針

○令和5年度末までに、本市の実績や実情を加味して、重症心身障害児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所を1カ所整備することを目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0カ所	令和元年度末の整備カ所数 (重症心身障害児が主な支援対象)
【目標】令和5年度末時点の整備数	1カ所	令和5年度末の整備カ所数 (重症心身障害児が主な支援対象)

## ② 重症心身障害児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

### 市の指針

○令和5年度末までに、本市の実績や実情を加味して、重症心身障害児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所を1カ所整備することを目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の整備数	0カ所	令和元年度末の整備カ所数 (重症心身障害児が主な支援対象)
【目標】令和5年度末時点の整備数	1カ所	令和5年度末の整備カ所数 (重症心身障害児が主な支援対象)

## (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

### 国の指針

○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### ① 関係機関の協議の場の設置

#### 市の指針

○令和5年度末までに、関係機関の協議の場を1カ所整備することを目指します。

#### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の協議の場の数	0カ所	令和元年度末の整備カ所数
【目標】令和5年度末時点の協議の場の数	1カ所	令和5年度末の整備カ所数

## ② コーディネーターの配置

### 市の指針

○令和5年度末までに、コーディネーターを1人配置し、医療的ケア児への支援体制構築を図ります。

### ■市の成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の配置数	0人	令和元年度末のコーディネーターの配置数
【目標】令和5年度末時点の配置数	1人	令和5年度末のコーディネーターの配置数

## 2. 活動指標（障害児支援サービスの見込み量）の設定

### 1) 訪問・通所系サービス

#### 【サービス概要】

サービス項目	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態であって、外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童に対し、その施設を訪問し、保育所等のスタッフと連携しながら、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

### 【現状と見込みの考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、第1期計画では利用の増加がみられていることから、今後も継続的な利用の増加を見込んでいます。

保育所等訪問支援については、令和2年度において利用があり、国の指針に沿って令和5年度末までに、保育所等訪問支援の利用体制を構築することを基本に、利用の増加を見込んでいます。

その他のサービスについては、利用がみられていないことから、現在のところ、今後の利用は見込んでおりません。

サービス項目		第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	142 (145)	165 (145)	174 (145)	175	175	180
	人	18 (12)	21 (12)	21 (12)	22	22	23
医療型児童発達支援	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	389 (380)	389 (400)	446 (450)	462	480	480
	人	40 (38)	46 (40)	52 (45)	52	54	54
保育所等訪問支援	人日	0 (1)	0 (1)	2 (1)	5	5	7
	人	0 (1)	0 (1)	1 (1)	2	2	3

※「人日」は、月あたりの実利用者数×1人あたりの平均利用日数。「人」は、月あたりの実利用者数。  
第1期実績の( )内の数字は、第1期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

障がいのある児童の療育及び訓練、また日中活動の場として、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、あだち圏域の事業者を中心にサービス提供体制の確保に努めるとともに、今後も、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

また、保育所等訪問支援については、市内保育所及び幼稚園等と連携し、利用しやすい体制整備を進めます。

## 2) 施設系サービス

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
福祉型障がい児入所施設	障がいのある児童が入所し、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与等を行います。
医療型障がい児入所施設	医療型障がい児入所施設や指定発達支援医療機関に入所する障がいのある児童に対して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行います。

### 【現状と見込みの考え方】

福祉型障がい児入所施設については、令和2年度に3人の利用となっていることから、今後も3人の利用を見込んでいます。

医療型障がい児入所施設については、第1期計画では利用がみられていないことから、現在のところ、今後の利用は見込んでおりません。

サービス項目		第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障がい児入所施設	人	5 (0)	5 (0)	3 (0)	3	3	3
医療型障がい児入所施設	人	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0

※「人」は、月あたりの実利用者数。第1期実績の( )内の数字は、第1期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

福祉型障がい児入所施設については、現状の体制を維持し、適切なサービスが継続的に提供されるよう関係機関との連絡調整に取り組みます。

医療型障がい児入所施設については、今後の利用の見込みはありませんが、サービス利用の必要性の高い児童がいた場合に、適宜対応します。

## 3) 相談支援等

### 【サービス概要】

サービス項目	内容
障がい児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

医療的ケア児の支援調整を行うコーディネーターの配置	医療的ケア児の在宅生活に必要な多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供を実現させるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置します。
---------------------------	--

### 【現状と見込みの考え方】

障がい児相談支援については、相談支援事業所の新規開設による受け入れ拡大を想定し、令和5年度での増加を見込んでおります。

医療的ケア児のコーディネーターの配置については、第2期において1名のコーディネーターの配置を行います。

サービス項目		第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	人	34 (8)	42 (8)	42 (8)	42	42	50
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1

※「人」は、月あたりの実人数。第1期実績の( )内の数字は、第1期計画の見込み量。

### 【確保のための方策】

障がい児相談支援については、障がいのある児童が適切なケアや訓練等を受けられるよう、サービス利用計画の利用促進に取り組みます。

医療的ケア児のコーディネーター配置については、関係機関等と連携・調整し、コーディネーターの配置に取り組み、支援体制構築を進めます。

## 4) 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

### 【サービス概要】

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。

### 【現状と見込みの考え方】

本市では、保育所と短期入所（福祉型）サービスで、障がい児の受け入れを行っており、特に保育所では、利用の増加がみられていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

また、短期入所（福祉型）については、今後も継続して利用が見込まれることから、同程度の利用量を設定しました。

サービス項目		第1期実績			第2期見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所の利用を必要とする障がい児数	人日	20	61	126	126	147	168
	人	1	3	6	6	7	8
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型) ※児童のみ	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所(福祉型) ※児童のみ	人日	2	5	5	6	6	6
	人	2	3	3	3	3	3

※「人日」は、月あたりの実利用者数×1人あたりの平均利用日数。「人」は、月あたりの実利用者数。

### 【確保のための方策】

保育所や関係機関と連携し、着実な受け入れに向けた取り組みを進めます。



### 1. 障がい者の生活を支援するネットワークの構築

#### 1) 関係機関等の連携強化

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等様々な分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある一人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた適正かつ継続的な支援を推進します。

また、福祉サービス提供においては、地域の障がい福祉サービス事業所の存在により、障がい者の安定した生活が支えられています。あだち圏域及び郡山市を中心とした地域事業者との協力体制の構築を今後も進め、ニーズの高い事業への参入について働きかけを行います。

#### 2) 近隣市町村・県・国との連携

広域的な対応が必要な施策を推進するため、近隣市町村との連携を図り、情報の共有化や共同事業を推進します。特にあだち圏域においては、あだち地方地域自立支援協議会を母体とした地域生活支援拠点の整備等、様々な共同事業を展開しています。困難ケースの把握や対応検討を共に進め、協力関係のもとに地域ニーズに合った事業展開を図ります。

また、必要に応じて県や国に対して行財政上の措置を要請するとともに、協調を図りながら施策を推進します。

### 2. 計画の推進体制

#### 1) 計画の周知

本計画を推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや、透明性を確保する上で必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載等、周知の徹底に努めます。

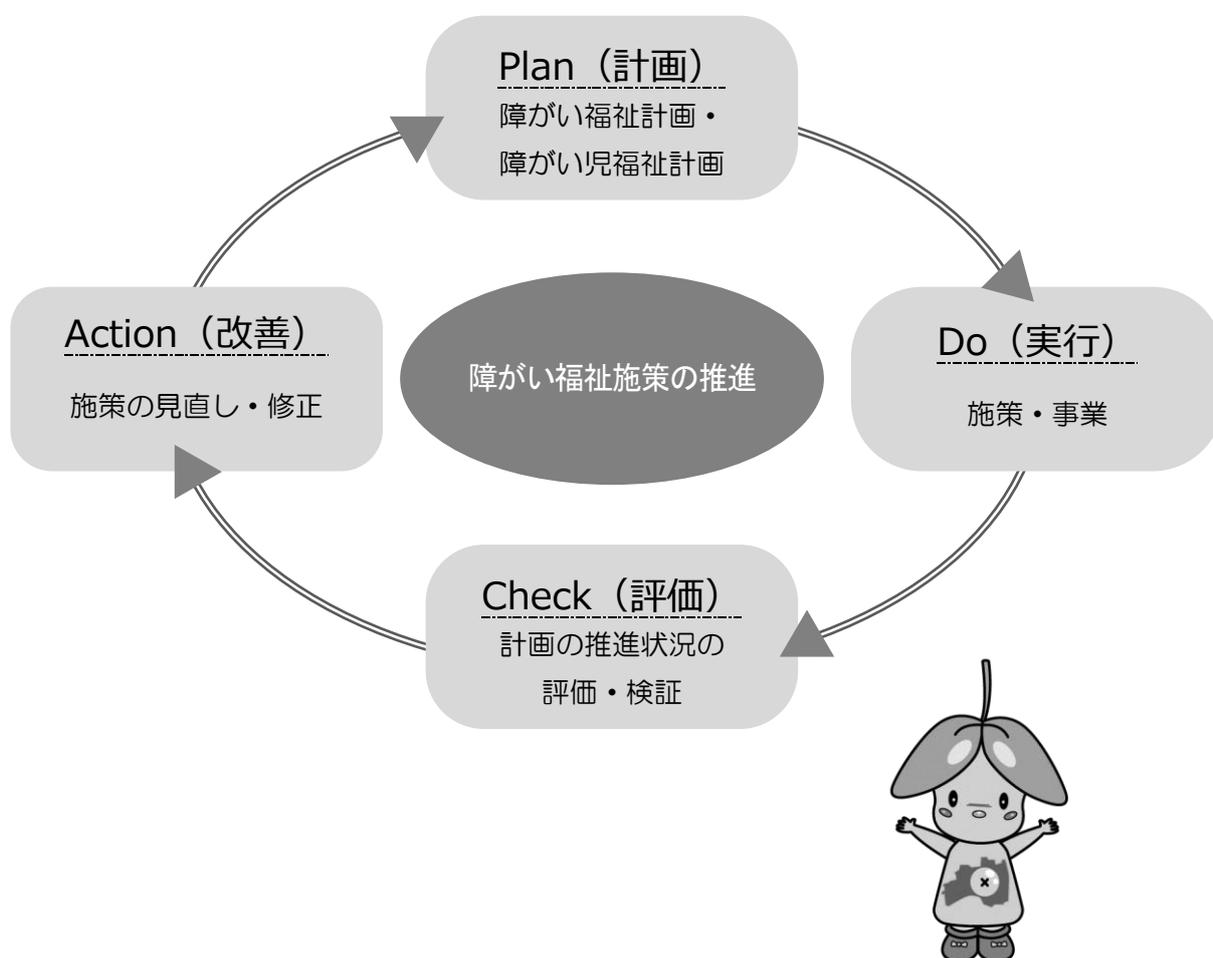
また、福祉サービスの円滑な利用を進めるため、福祉制度の周知や相談窓口のPRを進めます。

## 2) 計画の進行管理

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者で情報交換し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

また、本宮市保健福祉行政推進協議会において、計画の全体的な実施状況の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら、改善を重ねていきます。



# 資料編

## 1. 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年本宮市条例第51号)のうち国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日告示第137号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年5月23日告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第22号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 2. 本宮市保健福祉行政推進協議会（策定委員会）委員名簿

選出区分	職名	氏名	備考
1号委員	会長	藤本 真	特定非営利活動法人 オハナ・おうえんじゃー理事長
	委員	熊田 伸子	郡山女子大学教授
	委員	吉田 幹男	よしだ内科院長
	委員	菅野 敦子	家庭児童相談員
2号委員	副会長	森藤 雅之	本宮方部特別支援教育推進委員会 委員長
	委員	芦間 則行	本宮市社会福祉協議会会長
	委員	栞原 一美	本宮市身体障がい者福祉会会長
	委員	石井 清	本宮市民生児童委員協議会会長
	委員	渡邊 薫	主任児童委員
	委員	矢島 八重子	本宮市健康を守る連盟会計
	委員	遠藤 恵美子	本宮市女性団体連絡協議会会長
	委員	石橋 宏章	もとみや青年会議所副理事長

### 3. 本宮市障がい福祉推進本部規程

平成21年4月27日

訓令第15号

改正 平成21年9月11日訓令第26号

平成23年12月9日訓令第20号

平成24年3月28日訓令第2号

(設置)

第1条 本市の障がい福祉事業推進のため、本宮市障がい福祉推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 本宮市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障がい者施策全般に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に保健福祉部長、副本部長に社会福祉課長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めるときは、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 本部長は、所掌事項に係る専門的な調査研究を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び部会に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年9月11日訓令第26号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名
本部長	保健福祉部長
副本部長	社会福祉課長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	政策推進課長
委員	高齢福祉課長
委員	子ども福祉課長
委員	保健課長
委員	市民福祉課長
委員	幼保学校課長

## 4. 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
令和元年 11月8日～ 11月28日	障がい者アンケート調査の実施	■市内在住の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方及び自立支援医療給付受給者（1,660件）
令和2年 8月21日～ 9月4日	障がい福祉事業所アンケート調査の実施	■あだち圏域の障がい福祉事業所（43件）
10月6日～ 11月6日	施設からの地域移行に関するアンケート調査の実施	■本宮市から障がい福祉施設に入所している方（17件）
12月3日	本宮市障がい福祉推進本部会議	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
12月16日	本宮市保健福祉行政推進協議会	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
令和3年 1月7日	課長会議	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
1月15日	庁議	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
1月21日	本宮市議会全員協議会	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について
2月1日	あだち地方地域自立支援協議会	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催
1月28日～ 2月10日	パブリックコメントの実施	
3月4日	課長会議	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について（パブリックコメント反映）
3月17日	庁議	■本宮市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案について（最終案）

本宮市第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画

---

発行年月 : 令和3年3月  
発行 : 福島県 本宮市  
編集 : 福島県 本宮市 保健福祉部 社会福祉課  
〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212 番地  
電 話 : 0243-24-5371  
F A X : 0243-34-3138  
メー ル : shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp





本宮市

第6期障がい福祉計画・  
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月